



★ 今後のスケジュール ★

日頃より、篠崎駅西部土地区画整理事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、第五期地区につきましては、まちづくりニュース No.10（令和7年3月31日発行）でお知らせしましたとおり、令和7年3月28日に事業計画が決定しました。

今年度の主なスケジュールは以下のとおりです。なお、今後事業を進めるにあたり、土地区画整理法に基づき「土地区画整理審議会」（以下、審議会）を設立してまいります。

審議会の詳細については、次号のまちづくりニュースでお知らせいたします。

引き続き、皆さまのご理解、ご協力のほどお願いいたします。

年度	令和6	令和7（今年度）				令和8～13	
内 容	★事業計画決定（令和7年3月28日）	4 ～ 6	7 ～ 9	10 ～ 12	1 ～ 3	● 換地処分 ● 換地計画作成・決定 ● 工事（宅地・道路・公園等） ● 仮換地指定	
		審議会選挙 審議会運営					
		選挙人名簿縦覧	立候補受付	★審議会の設立 審議会では、換地設計や 仮換地指定等の事項を審議します。			換地設計案の供覧
		○権利の申告 ○建築行為等の制限					

※本スケジュールは予定であり、今後変更になることがあります。



● 皆さまへのお知らせ ●

これまでお知らせしてきましたとおり、第五期地区の事業計画決定に伴い、以下の届出等が必要となります。対象となる方々につきましては、届出等をお願いいたします。

■ 権利の申告等が必要な方は届出をお願いいたします ■

土地の所有権移転（土地の売買や相続等）や住所・氏名の変更等があった場合は、『権利申告等の手引き』をご確認のうえ、提出をお願いします。各申告書等の様式は、篠崎地区まちづくり事務所、もしくは下記の二次元コードからダウンロードできます。



『権利申告等の手引き』 および『各申告書等』はこちら！

■ 建築行為等を行う場合は江戸川区の許可が必要です ■

以下の建築行為等を行う場合は江戸川区の許可が必要です。

- 土地の形質の変更（掘削、切土、盛土など）
- 建築物の新築、改築、増築
- 5トン以上の重量物のたい積、設置

【許可が必要な期間】

事業計画決定日（令和7年3月28日）から換地処分（区画整理事業の終了）まで

◆ 個別相談を随時行っています。ご希望の方は下記までお問い合わせください。◆

【お問い合わせ先】 ※平日 8:30 ~ 17:15

（区画整理に関すること）

〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所

TEL：03-5664-2619（土木部 区画整理課 計画換地係）

（地区計画に関すること）

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 区役所第二庁舎 1 階

TEL：03-5662-1920（土木部 区画整理課 調整係）

《 江戸川区 HP 》



令和6年度「道路ふれあい月間」推進標語 優秀賞
楽しいね みんなで自転車 ヘルメット